

■ 災害の被害に遭われた方へ

保険金の請求や災害見舞金等を申請するとき、罹災証明書又は罹災届出証明書が必要となる場合があります。

罹災証明書とは、災害により被災した住宅等について被害の程度を証明した書類です。罹災届出証明書とは、災害により住宅等以外のものに被害が生じたこと、特定の災害により住宅等に被害が生じた事実を確認できないもので届出があったことを証明した書類です。それぞれ交付を受ける場合には申請が必要です。

申請方法

「罹災証明申請書兼手数料免除申請」・「罹災届出証明書件手数料免除申請」(市HPからダウンロードできます)に必要事項を記入し、**被害状況を確認できる写真を添付**して、藤枝市 課税課(家屋・償却資産係)まで申請してください。

※ 火災の場合は別様式で消防署に申請します。詳しくは志太消防本部にお問い合わせください(Tel.054-641-5000)。

対象資産

【罹災証明の場合】

家屋または家屋と一体となっている建築設備

※ 建築設備とは、家屋の機能を十分に発揮させ効用を高めるための諸設備で、「電力設備」「ガス設備」「給水・給湯設備」「排水設備」「衛生設備」等があります。

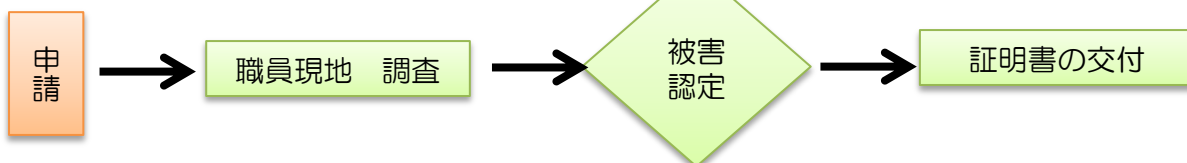
【罹災届出証明の場合】

家電製品やカーポート、非課税の物置、いつの災害で生じたものかわからないが被害が生じている家屋または家屋と一体となっている建築設備。

手続について

- 罹災証明申請期間は災害発生後1年以内です(罹災届出証明に期間の制限はありません)。
- 罹災証明書の申請から交付までは**原則14日**です(大規模災害時は除きます)。罹災届出証明は申請後直ちに交付します。
- 罹災証明の場合、申請後に職員が現地確認をさせていただきます。

罹災証明の手続の流れ



【お問い合わせ】 藤枝市役所 企画財政部 課税課 家屋・償却資産係
〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番1号 Tel 054-643-3279(直通)